

令和 6 年度構造設計一級建築士講習 受講要領

§ 1. 講習案内

受講申込みは、原則として、「インターネットによる受付」のみとなります。

なお、インターネットによる受講申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、別途受付方法をご案内いたしますので、受付期間に間に合うよう、お手数ですが 6 月 21 日(金)までに構造設計一級建築士講習問合せダイヤル(電話 050-3033-3826)までお問合せください。

また、受講申込みに必要な書類等は、申込区分によって異なりますので、事前に確認し、受付期間に間に合うよう必ず準備のうえ申込みをしてください。

1-1. 受講申込区分

下記の 3 種類の申込区分から該当する区分で申込んでください。

(1) 申込区分Ⅰ(全科目受講)

講習の全科目を受講する場合の区分で、「**一級建築士**」が対象となります。初めて受講される方、過去に受講された方で科目免除対象者(下記(2)(3))に該当しない方は、申込区分Ⅰとなります。

(2) 申込区分Ⅱ(法適合確認のみ受講)

令和 4 年度又は令和 5 年度に実施された構造設計一級建築士講習の修了考査において「構造設計」に合格された方が、講義及び修了考査のうち、「構造設計」に対応する「建築物の構造に関する科目」の免除を希望する場合の区分です。
なお、令和 4 年度構造設計一級建築士講習の修了考査において「構造設計」に合格された方がこの申込区分で受講できるのは、今回までとなります。

(3) 申込区分Ⅲ(構造設計のみ受講)

令和 4 年度又は令和 5 年度に実施された構造設計一級建築士講習の修了考査において「法適合確認」に合格された方が、講義及び修了考査のうち、「法適合確認」に対応する「構造関係規定に関する科目」の免除を希望する場合の区分です。
なお、令和 4 年度構造設計一級建築士講習の修了考査において「法適合確認」に合格された方がこの申込区分で受講できるのは、今回までとなります。

(注) 「一級建築士」かつ「構造計算適合性判定資格者(①平成 19～20 年に構造計算適合性判定に関する講習会を受講し構造計算適合性判定員 候補者名簿に掲載された者、②建築基準法施行規則第 10 条の 15 の 3 の規定に基づく者)」の方は、講義の一部及び修了考査の免除を希望することができます。該当の方は、構造設計一級建築士講習問合せダイヤル(電話 050-3033-3826)まであらかじめご連絡ください。

1-2. 受講手数料

(1) 受講手数料(消費税を含む。他にインターネット受付事務手数料が必要です。)

①申込区分Ⅰ(全科目受講)	55,000 円
②申込区分Ⅱ(法適合確認のみ受講)	44,000 円
③申込区分Ⅲ(構造設計のみ受講)	49,500 円

(2) 当センターの責により受講できなかった場合は、受講手数料を返還します。

(3) 受講資格審査の結果、受講資格なしと判断された場合は、受講手数料から審査手数料 2,200 円(うち消費税額 200 円)を控除した額を返還します。

(4) 次の項目に該当する場合、受講手数料返還に応じませんのでご留意下さい。

- ・ 講義又は修了考査に欠席した場合
- ・ 講義の一部を欠席又は修了考査の結果により未修了となった場合

1-3. 講習の構成

(1) 講習は、テキストを使用した 2 日間の講義と 1 日の修了考査の構成により実施します。**ただし、講義については、「会場での受講方式」に代えて「配信動画の視聴による受講方式」(オンデマンド配信による講義動画を 9 月 10 日(火)～10 月 1 日(火)の配信期間内に視聴完了する受講方式)を選択することができます。なお、修了考査については、受講方式にかかわらず必ず会場で受ける必要があります。**

(2) 講義は、事前に撮影した動画の上映又は配信により実施します。

(3) **受講すべき講義の一部でも欠席した場合、又は受講すべき講義動画の視聴を完了しなかった場合、修了考査を受けることができません。**

(4) テキストの取扱い等

イ.「会場での受講方式」選択者については、受講すべき講義の初日に会場でテキストをお渡しします。

ロ.「配信動画の視聴による受講方式」選択者については、9月9日(月)(動画配信開始の前日)までに到着するよう、テキスト及び動画視聴に関するご案内をお送りします。

(5) 会場での講義及び修了考査は、下記の日程及び内容で行われる予定です。(○は受講すべき科目)

日 程		標準時間	内 容	申込区分		
				I	II	III
講義	第1日	10:00~12:10	建築物の構造に関する科目(その1)	○	免除	○
		13:10~17:40	構造関係規定に関する科目	○	○	免除
	第2日	10:00~12:00	建築物の構造に関する科目(その2)	○	免除	○
		13:00~17:30	建築物の構造に関する科目(その3)	○	免除	○
修了考査	11月3日(日)	10:00~13:00	法適合確認	○	○	免除
		14:15~17:15	構造設計	○	免除	○

1-4. 講習地及び講習日程

(1) 講習地及び講習日程は、下表の中から選択します。

(2) 各日程で受講希望者が集中した場合には、希望する講習地及び講習日程で受講できない場合があります。

(3) 講習地及び講習日程は、令和6年8月26日(月)頃からマイページで発行する受講票により通知します。

※マイページとは、インターネットによる受付において受講申込手続き完了後から利用できる受講者専用のページです。

(4) 講習日程表

講習地	講習コード	講 義			修了考査	
		受講方式	日程	会場	日程	会場
札幌市	AA	会場	9/25(水)~9/26(木)	大五ビル2階会議室	11/3(日)	北海道経済センター
	AB	配信動画	9/10(火)~10/1(火)	オンライン		
仙台市	BA	会場	9/10(火)~9/11(水)	宮城県建設産業会館	11/3(日)	宮城県建設産業会館
	BB	配信動画	9/10(火)~10/1(火)	オンライン		
東京都	CA	会場	9/26(木)~9/27(金)	KFC ROOMS	11/3(日)	日本大学駿河台校舎
	CB	配信動画	9/10(火)~10/1(火)	オンライン		
名古屋市	DA	会場	9/19(木)~9/20(金)	昭和ビル9階会議室	11/3(日)	昭和ビル9階ホール
	DB	配信動画	9/10(火)~10/1(火)	オンライン		
大阪府	EA	会場	9/12(木)~9/13(金)	OMM2階会議室	11/3(日)	OMM2階会議室
	EB	配信動画	9/10(火)~10/1(火)	オンライン		
広島市	FA	会場	9/19(木)~9/20(金)	広島工業大学広島校舎	11/3(日)	広島工業大学広島校舎
	FB	配信動画	9/10(火)~10/1(火)	オンライン		
福岡市	GA	会場	9/30(月)~10/1(火)	福岡商工会議所4階会議室	11/3(日)	南近代ビル
	GB	配信動画	9/10(火)~10/1(火)	オンライン		

1-5. 講習地の変更

(1) 講 義

①講習地の変更

講習地の変更(第1日又は第2日のみの変更を含む。)は、転勤等やむを得ない事情があり、変更希望先の会場に空席がある場合に限り認めます。指定された講義の1週間前までに、構造設計一級建築士講習問合せダイヤル(電話 050-3033-3826)までご連絡ください。

②受講方式の変更

「会場での受講方式」から「配信動画の視聴による受講方式」への変更は、発熱、咳等の体調不良により会場での受講が困難な場合に限り認めます。指定された講義の前日までに、構造設計一級建築士講習問合せダイヤル(電話 050-3033-3826)までご連絡ください。なお、「配信動画の視聴による受講方式」から「会場での受講方式」への変更は認めません。

(2) 修了考査

修了考査の講習地は、講義を受けた講習地となります。

1-6. 修了考査

(1) 修了考査の日程は、令和6年11月3日(日)全国一斉に実施します。

(2) 修了考査は次表の考査区分、出題形式等により行います。

出題の対象については、構造設計一級建築士として必要な知識及び技能に関するものとし、「構造設計一級建築士講習テキスト(2024年改訂版)」及び「建築物の構造関係技術基準解説書」(2020年版を推奨)の参照を可とします。

考査区分	出題科目	出題形式	出題数
法適合確認	構造関係規定に関する科目	・理由記述付き4肢択一式 ・記述式問題	・10問 ・3問
構造設計	建築物の構造に関する科目	・理由記述付き4肢択一式 ・記述式問題	・10問 ・3問

(注1) 理由記述付き4肢択一式とは正答肢を選択の上、その理由を記述する問題です。

(注2) 解答に適用すべき法令については、令和6年1月1日現在において施行されているものを予定しています。

(3) 修了判定は、講義の出席状況及び修了考査の結果に基づき行います。

①講義については、申込区分ごとにすべての講義に出席する必要があります。

②修了考査については、「法適合確認」及び「構造設計」に合格した場合、講習を修了したものと判定されます。

考査区分	出題形式・出題数	判定方法(概要)
法適合確認	・理由記述付き4肢択一式：10問 ・記述式問題：3問	理由記述付き4肢択一式10問の評価の合計が一定以上であること、かつ、記述式3問について、問題ごとに一定以上 の評価が得られ、かつ、理由記述付き4肢択一式及び記述 式の評価の合計が一定以上であること
構造設計	・理由記述付き4肢択一式：10問 ・記述式問題：3問	理由記述付き4肢択一式10問の評価の合計が一定以上であること、かつ、記述式3問について、問題ごとに一定以上 の評価が得られ、かつ、理由記述付き4肢択一式及び記述 式の評価の合計が一定以上であること

(4) 修了考査については、構造設計一級建築士として必要な知識及び技能を修得したか否かを判定できるよう、次の表に掲げる内容が出題されます。

考査区分	内容
法適合確認	・構造関係規定上不適切な部分を有する設計図書を提示し不適切な箇所及びその理由を指摘する問題や構造設計の基礎的な知識及び理解力を問うための記述式又は多肢選択式の問題等により、構造設計一級建築士が関与すべき建築物の法適合確認を適切に行う能力を問う。(鉄筋コンクリート造・鉄骨造等の主な構造方法に関し、万遍なく出題する。)
構造設計	・計画条件を与えた上で、壁量計算、剛性評価、モデル化、座屈、変形能力など構造設計に関する理解力を問うための記述式の問題や、構造設計者の倫理、建築物に関する荷重・外力、構造力学・解析、構造材料、構造計画、構造計算等の総論、木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造等の各種建築構造の特性、免震・制振、地盤・基礎、非構造部材、防・耐火設計、耐震診断・耐震補強等に関する理解力を問うための記述式又は多肢選択式の問題等により、構造設計一級建築士が関与すべき建築物の設計を適切に行う能力を問う。(鉄筋コンクリート造・鉄骨造等の主な構造方法に関し、万遍なく出題する。)

1-7. 修了発表

(1) 修了考査の結果等の通知

令和 7 年 1 月 24 日(金) 予定

修了考査の結果は、可否にかかわらず通知します。修了者については、「**構造設計一級建築士講習修了証**」の発行をもって修了考査の結果等の通知に代えることとします。なお、未修了者については、その旨を記載した通知書(以下「未修了通知書」という。)を送付します。また、修了者の受講番号を記載した修了者一覧表を当センターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)に掲載します。

(2) 修了考査の区分合格について

令和 6 年度構造設計一級建築士講習の修了考査において「法適合確認」又は「構造設計」に合格した場合、本人の申請により、令和 8 年度の講習まで、「法適合確認」又は「構造設計」に係る講義及び修了考査が免除されます。

※ 免除申請には過去の受講票又は未修了通知書が必要になりますので、紛失しないよう大切に保管してください。

(3) 講習教材等の公表

①講習教材(テキスト)及び修了考査問題、結果の判定基準概要については、修了発表に併せて一定期間当センター支部の事務所において、希望により閲覧することができます。

②当センターにおいて、「令和 5 年度構造設計一級建築士講習 修了考査問題集」のコピーを 1 部頒布します。

頒布方法については、当センターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)で案内しています。

1-8. 構造設計一級建築士証の交付手続き

(1) 交付申請

講習修了者は、構造設計一級建築士証の交付を受けることにより「構造設計一級建築士」の称号を得ることができます。

交付申請の期間は修了日(修了考査実施日)以降 1 年以内(令和 7 年 11 月 3 日(月)まで)です。必ずこの期間内に交付手続きを行ってください。

(2) 交付申請窓口及び問合せ先

各都道府県の建築士会(詳細は修了証に同封される交付申請の案内を参照してください)

§ 2. 受講資格

2-1. 受講資格について

「一級建築士」として 5 年以上構造設計の業務に従事した方が対象。

構造設計の業務と同様の取扱いが認められるものとして、平成 25 年国土交通省告示第 732 号及び国土交通省住宅局長通知(国土交通大臣認定)により具体的な業務経験が明確化されたほか、「構造設計の補助業務」及び「構造に関する工事監理の補助業務」については、平成 25 年国土交通省住宅局建築指導課長通知により、業務経験に含めない時期が設定されました。これらに基づき、**業務経験として認められる業務等**を次の(1)及び(2)に提示します。

(1) 業務経験として認められる業務

業務経験の種類	業務経験として認められる根拠規定等
構造設計の業務	建築士法第 10 条の 3 第 1 項第一号
確認審査等の業務(建築物の構造に関するものに限る。) 構造計算適合性判定	平成 25 年国土交通省告示第 732 号
確認審査等の補助業務(建築物の構造に関するものに限る。) 構造計算適合性判定の補助業務	国土交通省住宅局長通知(国土交通大臣認定) (平成 25 年 7 月 31 日付け国住指第 1433 号)
工事監理の業務(建築物の構造に関するものに限る。)	

(2) 過去の講習において国土交通大臣の確認を経て業務経験として認められてきた業務

業務経験の種類	業務経験として認められる根拠規定等
構造設計の補助業務 * ※ 平成 25 年 9 月 30 日以前に従事していたものに限る。	国土交通省住宅局建築指導課長通知 (平成 25 年 9 月 5 日付け国住指第 1931 号)
構造に関する工事監理の補助業務 * ※ 平成 25 年 9 月 30 日以前に従事していたものに限る。	

*1 建築士法第 10 条の 3 第 1 項第一号に定める講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると認めるものとなるには、平成 25 年国土交通省告示第 732 号第 1 項第二号の規定に基づき、国土交通大臣の確認を受ける必要があるため、結果的に受講資格として認められない場合があります。

*2 過去に申し込まれた方で、業務経歴に構造設計の補助業務又は構造に関する工事監理の補助業務が含まれている方は、当センターより直近の業務経歴を追加請求する場合があります。

(注)「業務経験」として認められないものの例を、下欄に示します。

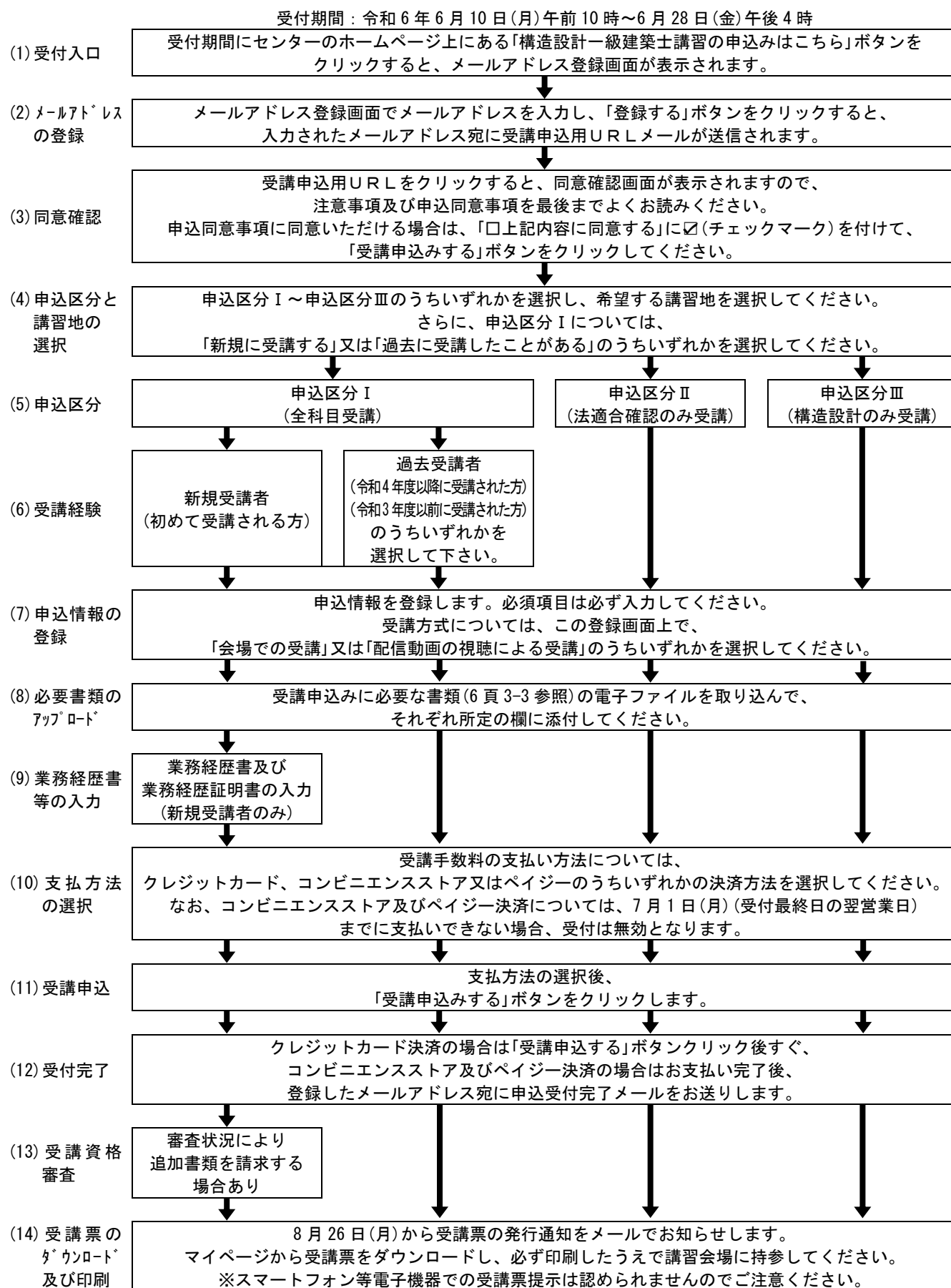
- ・平成 25 年 10 月 1 日以降に従事した構造設計の補助業務
- ・平成 25 年 10 月 1 日以降に従事した構造に関する工事監理の補助業務
- ・構造以外の設計(意匠設計、設備設計等)
- ・構造以外の工事監理
- ・積算
- ・施工・施工管理
- ・研究・教育
- ・行政(確認申請の審査業務、構造計算適合性判定業務を除く。)
- ・土木関係の業務
- ・都市計画関係の業務
- ・環境等の業務
- ・構造計算プログラム作成業務

2-2. 業務経験年数の計算方法について

業務経験年数を計算するに当たっては、**一級建築士免許登録の日から令和 6 年 9 月 9 日まで**を業務経験期間として算入することができます。

§ 3. 受講の申込み

3-1. インターネットによる受付の手順（詳細は受付画面上で確認してください。）



3-2. 受講申込受付

(1) 受付期間

令和 6 年 6 月 10 日(月)午前 10 時～6 月 28 日(金)午後 4 時

(2) 申込方法

受付期間に構造設計一級建築士講習の申込サイトで必要な情報(業務経歴書・業務経歴証明書を含む)を入力し、顔写真及び受講申込みに必要な書類(下記 3-3 参照)の電子ファイル(顔写真については JPG 又は JPEG 形式(5Mb 以内)、その他の書類については JPG、JPEG 又は PDF 形式(5Mb 以内))を取り込んで所定の場所に添付し、センターの指定するクレジットカード、コンビニエンスストア又はペイジーのうちいずれかの決済方法により受講手数料を納付してください。

3-3. 受講申込みに必要な書類

(1) 必ず全員が準備するもの

無帽・無背景・正面で撮影された顔写真

※受付システムにある「画像切り取りツール」で指定のサイズに切り取ることができます。

(2) 初めて受講される方が準備するもの

①一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書

②業務経歴書・業務経歴証明書の下書き

申込情報の登録画面で必要項目を入力し、必要書類の電子ファイルを所定欄に添付した後、業務経歴書・業務経歴証明書の入力フォームで必要事項を入力します。なお、**入力時間には制限(同一画面を約 30 分以上表示したままの状態にしますと、タイムアウトとなります。)**がありますので、事前に業務経歴書・業務経歴証明書の下書きをしておくことをおすすめします。

業務経歴証明書は正当な理由がない限り、第三者(下記イ～ハ)による証明が必要となります。

イ. 本人が建築士事務所に所属している場合は、当該建築士事務所の管理建築士

ロ. 本人が管理建築士である場合は、原則として事務所内の他の建築士

ハ. 個人事務所の場合や当時の管理建築士が死亡等の場合で、これらの証明ができない場合は事務所外の他の建築士(同業者、取引先、知人でも可。)

(3) 過去に受講された方が準備するもの

①申込区分Ⅰ(全科目受講)

イ. 令和 4 年度又は令和 5 年度に受講された方

令和 4 年度又は令和 5 年度の受講票又は未修了通知書

ロ. 令和 3 年度以前に受講された方

令和 3 年度以前の受講票又は未修了通知書

②申込区分Ⅱ(法適合確認のみ受講)又は申込区分Ⅲ(構造設計のみ受講)

令和 4 年度又は令和 5 年度の受講票又は未修了通知書

過去の受講票等を紛失された方は、構造設計一級建築士講習問合せダイヤル(電話 050-3033-3826)までお問合せください。

(4) その他

婚姻等の理由で、証明書類又は過去の受講票等の氏名と現在の氏名が異なる場合には、戸籍抄本又は戸籍謄本(戸籍抄本又は戸籍謄本に代わる個人事項証明書又は全部事項証明書でも可)を所定の欄に添付してください。

3-4. 受講票の発行等

(1) 受講申込書を受付後、当センターにおいて受講資格審査を行い、受講資格があると認められた場合は、8 月 26 日(月)から受講票の発行通知をメールでお知らせします。マイページから受講票をダウンロードし、必ず印刷したうえで講習会場に持参してください。

※受講票をダウンロードできない場合は、構造設計一級建築士講習問合せダイヤル(電話 050-3033-3826)までお問合せください。

(2) 受講票は次回以降の構造設計一級建築士講習の受講申込時に提出することにより、証明書等の提出に代えることができますので、紛失しないよう大切に保管してください。

§ 4. 業務経歴書・業務経歴証明書の入力方法

4-1. 業務経歴書の入力上の注意

- (1) 一級建築士登録後の構造設計等に関する業務経験について、担当した業務期間の合計が 5 年以上となるように、直近のものから新しい順に入力してください。
- (2) 複数のプロジェクトに関する業務を同時に実施していた期間は一つの業務についてのみ期間を入力してください。
- (3) 確認審査等、年間に多数の物件を扱っている場合は、期間中の代表的な物件を入力し、業務の内容欄にその他の物件数、建築物の用途(共同住宅等)を入力してください。
- (4) 構造設計の業務内容・期間を優先して入力し、構造設計のみでは 5 年に満たない場合のみ、構造設計以外の業務(工事監理・建築確認審査等)を入力してください。
- (5) 「構造設計の補助業務」及び「構造に関する工事監理の補助業務」については、平成 25 年 10 月 1 日以降に従事したものは業務として認められません。
- (6) 業務期間に重複のある場合、【開始年月】から【終了年月】の入力欄がピンク色に着色され、エラーメッセージが表示されます。重複のある開始(又は終了)年月を入力し直してください。
- (7) すべての項目について漏れなく入力してください。入力漏れがある項目については、背景がピンク色に着色され、エラーメッセージが表示されます。

4-2. 業務経歴書の入力例

番号	建築物・勤務先		この期間における業務全体の内容及び 構造設計等を担当した業務の内容	当該業務を実施した期間 (令和 X 年 X 月 XX 日まで算入可)		
				【開始年月】 から 【終了年月】	期間 年 月	
1	建築物の名称	〇〇区役所	基本設計として、安全性能の設定、設計方針の設定を行い、構造計画概要書を作成した。実施設計として、応力解析や各部の設計を行い、構造設計図、構造計算書を作成した。	2019(令和元) 年 8 月 から 2024(令和6) 年 5 月	4	10
	建築物の所在地	〇〇都〇〇区〇〇1-1-1				
	建築物の竣工(予定)年月	2026(令和7) 年 5 月				
	建築物の規模	延べ面積 20,000 m ² 7 階建				
	建築物の構造	SRC 造				
	建築物の用途	庁舎				
	勤務先名称	(株)〇〇建設	担当した業務の分類(下記 1~4 のうち該当する番号をすべて選択してください。)			
勤務先所在地	〇〇都〇〇区〇〇4-4-4	一級建築士登録後の構造設計等に関する業務	☒ 1. 基本設計 ☒ 2. 実施設計 ☐ 3. 工事監理 ☐ 4. その他			
勤務先所属部署・役職	構造設計部課長					
2	建築物の名称	〇〇ハイツ	指定確認検査機関の検査員として、左記物件の他約 70 件の共同住宅又は店舗の構造設計図書について、構造に関する審査業務を行った。	2018(平成30) 年 6 月 から 2019(令和元) 年 7 月	1	2
	建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇2-2-2				
	建築物の竣工(予定)年月	2020(令和2) 年 3 月				
	建築物の規模	延べ面積 4,000 m ² 8 階建				
	建築物の構造	RC 造				
	建築物の用途	共同住宅				
	勤務先名称	〇〇確認検査機構	担当した業務の分類(下記 1~4 のうち該当する番号をすべて選択してください。)			
勤務先所在地	〇〇県〇〇市〇〇3-3-3	一級建築士登録後の構造設計等に関する業務	☐ 1. 基本設計 ☐ 2. 実施設計 ☐ 3. 工事監理 ☒ 4. その他			
勤務先所属部署・役職	確認検査部主任					

番 号	建築物・勤務先		この期間における業務全体の内容及び 構造設計等を担当した業務の内容	当該業務を実施した期間 (令和X年X月X日まで算入可)		
				【開始年月】 から 【終了年月】	期間	
					年	月
3	建築物の名称	〇〇スポーツセンター	構造設計条件の詳細確定を行った上で、各部材を検討した。 応力解析に用いるモデルの設定及び構造計算を行った。 構造設計図の作成は、部下に行わせ、自らは、構造計算書の作成を行った。	2017(平成29) 年 8 月 から 2018(平成30) 年 1 月	0	6
	建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇3-4-5				
	建築物の竣工 (予定)年月	2018(平成30) 年 9 月				
	建築物の規模	延べ面積 3,300 m ² 5 階建				
	建築物の構造	その他				
	建築物の用途	体育館				
勤務先名称	〇〇建築構造設計事務所	担当した業務の分類(下記1~4のうち該当する番号をすべて選択してください。)				
勤務先所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-1-1	一級建築士登録後の構造設計等に関する業務	☐ 1. 基本設計 ☒ 2. 実施設計 ☐ 3. 工事監理 ☐ 4. その他			
勤務先所属 部署・役職	設計部課長代理					
4	建築物の名称	〇〇産業本社ビル	事務所において、設計した物件について、建設会社からの要請に基づき建築現場に出向した。 施工管理を5か月行った後、工事監理を行った。 ※施工管理は業務期間として算入できませんので、実際の業務期間は3か月となります。	2016(平成28) 年 12 月 から 2017(平成29) 年 7 月	0	8 3
	建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇2-3-4				
	建築物の竣工 (予定)年月	2017(平成29) 年 7 月				
	建築物の規模	延べ面積 4,300 m ² 7 階建				
	建築物の構造	SRC 造				
	建築物の用途	事務所				
勤務先名称	〇〇建築構造設計事務所から〇〇建設へ出向	担当した業務の分類(下記1~4のうち該当する番号をすべて選択してください。)				
勤務先所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-1-1	一級建築士登録後の構造設計等に関する業務	☐ 1. 基本設計 ☒ 2. 実施設計 ☒ 3. 工事監理 ☐ 4. その他			
勤務先所属 部署・役職	設計部構造主任					
5	建築物の名称	〇〇総合センター	計画条件の設定の段階からプロジェクトに参加し、類似事例の調査、関係法令の確認を行い、構造種別の検討を行い構造計画の策定を行った、当該計画に基づいて、構造計画概要書の作成を行った。	2015(平成27) 年 5 月 から 2016(平成28) 年 11 月	1	7
	建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3				
	建築物の竣工 (予定)年月	2018(平成30) 年 10 月				
	建築物の規模	延べ面積 40,000 m ² 13 階建				
	建築物の構造	RC 造				
	建築物の用途	映画館、集会場				
勤務先名称	〇〇建築構造設計事務所	担当した業務の分類 (下記1~4のうち該当する番号をすべて選択してください。)				
勤務先所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-1-1	一級建築士登録後の構造設計等に関する業務	☒ 1. 基本設計 ☐ 2. 実施設計 ☐ 3. 工事監理 ☐ 4. その他			
勤務先所属 部署・役職	設計部主任					

項目を追加する

※業務経歴欄が足りない場合は、上記ボタンをクリックすると項目が追加されます。

業務期間の合計

8 年 4 か月

※当該業務を実施した期間及び業務期間の合計は自動計算されます。

4-3. 業務経歴証明書の入力上の注意

- (1) 業務経歴証明書は、正当な理由がない限り、第三者(下記①～③)による証明が必要となります。
- ①本人が建築士事務所に所属している場合は、当該建築士事務所の管理建築士
 - ②本人が管理建築士である場合は、原則として事務所内の他の建築士
 - ③個人事務所の場合や当時の管理建築士が死亡等の場合で、これらの証明ができない場合は、事務所外の他の建築士(同業者、取引先、知人でも可。)
- (2) 同意欄の各項目(下記□①～□③)はすべて✓マークを入れてください。✓マークが付いていない項目が一つでもあると証明者欄の入力に進むことができません。

4-4. 業務経歴証明書の入力例

業務経歴証明書

- ！ ☒①下記の建築士に、上記業務経歴の確認を受けました。
- ☒②下記の建築士に、虚偽の申請をした場合には建築士として処分を受けることがあることを理解したうえで、証明者となることに同意を得ています。
- ☒③下記の建築士に、当該講習の申込に係る質問の電話等が(公財)建築技術教育普及センターよりあった場合には、誠実に対応し、事実を回答することについて了承を得ています。

証明者氏名(漢字)*	姓 構造 名 一郎 ※使用する文字は、「J I S 第一水準・第二水準」としてください。
建築士免許種類*	☒ 一級建築士 ☐ 二級建築士 ☐ 木造建築士
登録都道府県	都道府県 v ※二級・木造の場合は必ず記入してください。
登録番号*	1234567
勤務先(部署名まで)*	(株)〇〇建設構造設計部部長
電話番号*	0123 - 4567 - 7890

§ 5. 講習受講時における注意事項

5-1. 携行品について

■講義(会場での受講方式を選択された方のみ)

(1) 必ず携行するもの

①受講票

- ・受講票は講義期間中、常に必要となりますので必ず持参してください。受講票を忘れたり、紛失したりすると、講習を受けることができない場合があります。

※スマートフォン等の電子機器の画面上の受講票提示では受講できませんので、マイページから受講票をダウンロードし、必ず印刷したうえで講義会場に持参してください。

- ・受講票を紛失した方は、あらかじめ案内係にその旨を申出て、受講票の再発行を受けてください。その際身分証明書(運転免許証でも可)の提示が必要です。

②筆記用具

鉛筆、消しゴム等

③構造設計一級建築士講習テキスト(2024年改訂版)

テキストは受講すべき講義の初日に配布します。申込区分Ⅰ又は申込区分Ⅲの方は、翌日は各自必ず持参してください。

■修了考査

(1) 必ず携行するもの

①受講票

「会場での受講方式を選択された方」の場合、講義で使用した受講票は修了考査でも使用しますので、講義終了後も大切に保管してください。

※スマートフォン等の電子機器の画面上の受講票提示では受講できませんので、マイページから受講票をダウンロードし、必ず印刷したうえで修了考査会場に持参してください。

②筆記用具

黒鉛筆(HB又はB程度、シャープペンを含む。)、消しゴム。それ以外の筆記用具を使用すると採点されないこともあります。

③関数計算機能を有する卓上計算機

プログラム機能を有せず、小型で音のしないものに限りです。

(2) 携行できるもの(「法適合確認」「構造設計」共通)

①構造設計一級建築士講習テキスト(2024年改訂版)

令和5年度以前に実施された講習(みなし講習を含む。)において使用したテキストの持ち込みは認められません。

②建築物の構造関係技術基準解説書(全国官報販売協同組合発行)※2020年版を推奨します。

③鉛筆削り、字消し板、問題チェック用の蛍光ペン等の筆記具

④定規(直定規、三角定規)、分度器、コンパス、三角スケール、円・楕円・正三角形・正方形及び文字用の型板(テンプレート)

⑤時計(通信機能、計算機能がないもの)

(3) 携行できないもの

電動消しゴム、携帯電話等の無線通信機器(時計機能として使用する場合を含む。)、その他上記(1)、(2)以外のもの

5-2. 無線通信機器について

講義会場及び修了考査会場での携帯電話等の無線通信機器の使用は禁止されています。携行している場合には電源を切ってカバン等に納めて自己管理してください。なお、修了考査時に携帯電話を使用した場合には、直ちに不正行為とみなされることがありますので特に注意してください。

5-3. 喫煙について

指定された場所以外での喫煙は禁止します。

5-4. 在席の確認

講義及び修了考査の時間中に在席を確認します。また、講義時間中には離席等についても確認します。離席等の時間が一定時間を超えた場合には欠席扱いとなりますのでご注意ください。

5-5. 修了考査問題の持ち帰り

受講者に配布した修了考査問題については、考査終了まで考査室に在室した方に限り、持ち帰りを認めます。

§ 6. 講義会場及び修了考査会場

講義会場、修了考査会場及びその周辺での車の駐車はできません。

講義会場、修了考査会場及びその周辺での自家用車等の駐車はできませんので、他の公共交通機関を利用してください。

もし、違法駐車し、警察又は会場当局等から撤去要請があった場合は、講義時間中又は修了考査時間中であっても退室し、撤去していただきます。その結果、講習を修了することができない場合もありますのでご注意ください。

6-1. 講義会場

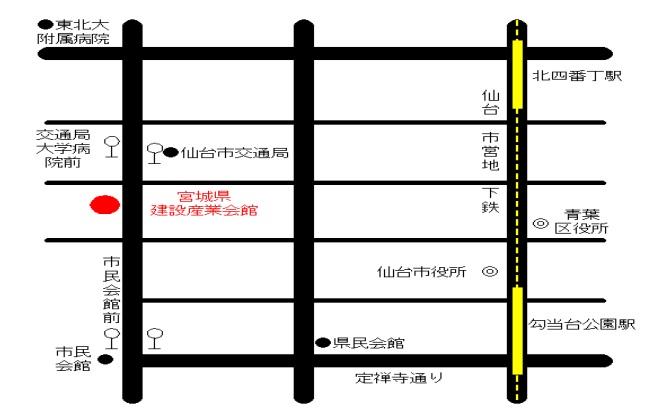
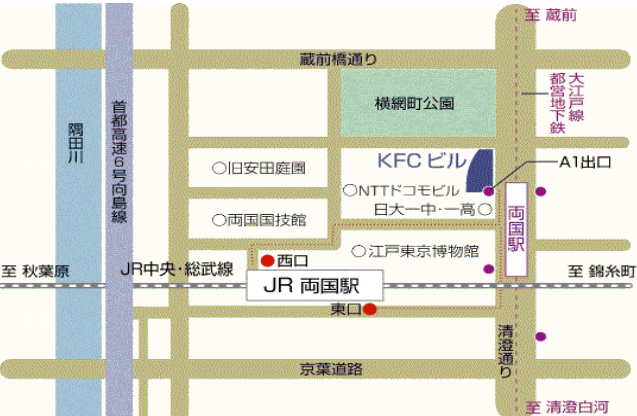
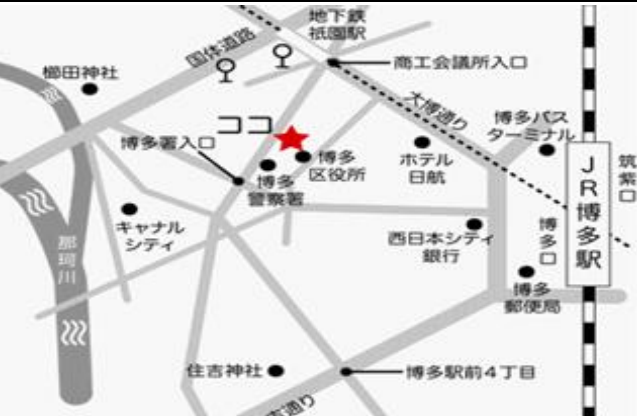
講習地	講義会場	所在地	最寄りの交通機関
札幌市	大五ビル2階会議室	札幌市中央区大通西5丁目	地下鉄「大通駅」下車、徒歩3分
仙台市	宮城県建設産業会館	仙台市青葉区支倉町2-48	地下鉄「勾当台公園駅」下車、徒歩15分 バス「交通局大学病院前」下車、徒歩3分
東京都	KFC Rooms	墨田区横網1-6-1 KFCビル10F	地下鉄大江戸線「両国駅」A1出入口すぐ JR中央・総武線「両国駅」東口より徒歩6分 JR中央・総武線「両国駅」西口より徒歩7分
名古屋市	昭和ビル9F会議室	名古屋市中区栄4-3-26	地下鉄東山線又は名城線「栄駅」下車、12番出口より徒歩3分
大阪府	OMM2階会議室	大阪市中央区大手前1-7-31	京阪電車「天満橋」東出口からOMM地下2階に連絡 大阪メトロ谷町線「天満橋」北出口①からOMM地下2階に連絡
広島市	広島工業大学広島校舎 (平和記念公園南側)	広島市中区中島町5-7	広島駅から、市内電車、広電バス、広島バスで紙屋町経由「広島港(宇品)」行き乗車、「袋町」又は「中電前」下車、徒歩6分 広電バス「吉島」行き乗車、「平和記念公園前」下車、徒歩3分
福岡市	福岡商工会議所4F会議室	福岡市博多区博多駅前2-9-28	・JR「博多駅」(博多口)より徒歩10分 ・地下鉄「祇園駅」下車、5番出口より徒歩5分

6-2. 修了考査会場

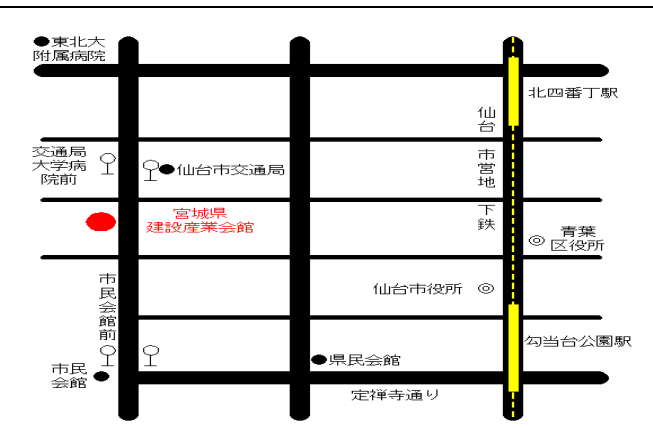
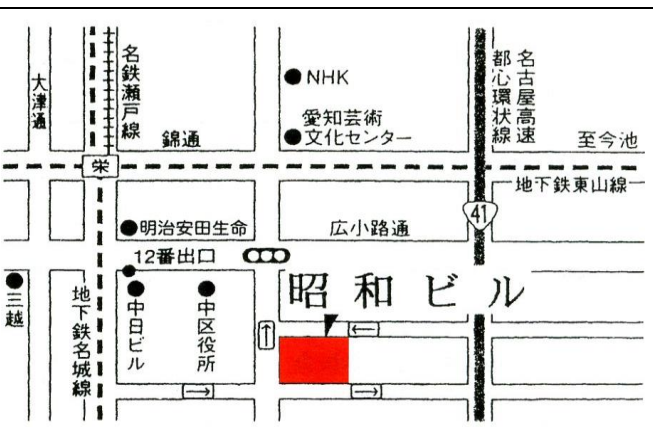
講習地	考査会場	所在地	最寄りの交通機関
札幌市	北海道経済センター	札幌市中央区北1条西2丁目	地下鉄「大通駅」下車、徒歩3分
仙台市	宮城県建設産業会館	仙台市青葉区支倉町2-48	地下鉄「勾当台公園駅」下車、徒歩15分 バス「交通局大学病院前」下車、徒歩3分
東京都	日本大学駿河台校舎 理工学部1号館	千代田区神田駿河台1-8-14	JR中央・総武線、東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅 下車 徒歩3～5分 メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅 下車 徒歩3分
名古屋市	昭和ビル9Fホール	名古屋市中区栄4-3-26	地下鉄東山線又は名城線「栄駅」下車、12番出口より徒歩3分
大阪府	OMM2階会議室	大阪市中央区大手前1-7-31	京阪電車「天満橋」東出口からOMM地下2階に連絡 大阪メトロ谷町線「天満橋」北出口①からOMM地下2階に連絡
広島市	広島工業大学広島校舎 (平和記念公園南側)	広島市中区中島町5-7	広島駅から、市内電車、広電バス、広島バスで紙屋町経由「広島港(宇品)」行き乗車、「袋町」又は「中電前」下車、徒歩6分 広電バス「吉島」行き乗車、「平和記念公園前」下車、徒歩3分
福岡市	南近代ビル	福岡市博多区山王1丁目9	都ホテル前「博多駅筑紫口」バス停 8・17・29・40・44・45・60・ららぽーと福岡に 乗車→「山王公園前」下車

(注) 講義・修了考査会場については変更される場合がありますので、令和6年8月26日(月)以降に発行する受講票により再度確認をしてください。

6-3. 講義会場案内図

講習地：札幌市 大五ビル2階会議室 	講習地：仙台市 宮城県建設産業会館 
講習地：東京都 KFC Rooms 	講習地：名古屋市 昭和ビル9F会議室 
講習地：大阪府 OMM 2階会議室 	講習地：広島市 広島工業大学広島校舎 
講習地：福岡市 福岡商工会議所4階会議室 	

6-4. 修了考查会場案内図

講習地：札幌市 北海道経済センター 	講習地：仙台市 宮城県建設産業会館 
講習地：東京都 日本大学駿河台校舎理工学部1号館  A…入試事務室 カフェテリア CST ホール B…情報教育研究センター 購買部 カフェ C…図書部 D…材料製造研究センター E…研究支援センター	講習地：名古屋市 昭和ビル9Fホール 
講習地：大阪府 OMM 2 階会議室 	講習地：広島市 広島工業大学広島校舎 
講習地：福岡市 南近代ビル 	

§ 7. 受講申込後の届出

7-1. 受講申込記載事項変更届

受講申込み後、氏名、住所、勤務先等に変更があった場合には、下記の変更届をセンター本部(〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6)宛てに提出してください。なお、氏名の変更がない場合は、FAX 又は電子メールによる申請も可能です。詳細はセンターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)を確認してください。

(1) 必要書類

- ① 構造設計一級建築士講習受講申込記載事項変更届(センターのホームページからプリントアウトして、必要事項を記入してください。)
- ② 氏名に変更があった場合は、戸籍抄本又は謄本(これに代わる個人事項証明書又は全部事項証明書でも可)を併せて提出してください。この場合は、郵便(封書)で届け出てください。

(2) 申請期限

- ① 受講票の送付先変更: 令和 6 年 8 月 19 日(月)必着
- ② 修了証等の送付先変更: 令和 7 年 1 月 10 日(金)必着

§ 8. 個人情報の取扱いについて

- ・ 構造設計一級建築士講習受講者の修了情報は、建築士名簿に登録されます。建築士名簿と照合が必要な場合には、建築士名簿の登録事務を行っている機関に受講申込書等の情報を提供する場合があります。
- ・ 収集した個人情報は、講習の情報提供等の目的で使用させていただきます。また、当財団の個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。なお、詳細については、当センターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)をご覧ください。

§ 9. 受講申込みに関する問合せ先

公益財団法人 建築技術教育普及センター

本部・支部名	〒	所在地	電 話
本 部 関 東 支 部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル	050-3033-3826 (構造設計一級建築士 講習問合せダイヤル)
北 海 道 支 部	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11 大五ビル	011 (221) 3150
東 北 支 部	980-0824	仙台市青葉区支倉町 2-48 宮城県建設産業会館	022 (223) 3245
東 海 北 陸 支 部	460-0008	名古屋市中区栄 4-3-26 昭和ビル	052 (261) 6816
近 畿 支 部	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31 OMM	06 (6942) 2214
中国四国支部	730-0051	広島市中区大手町 2-11-15 新大手町ビル	082 (245) 8055
九 州 支 部	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-8-10 T O F U K U 3	092 (471) 6310

インターネットホームページで、制度案内、受講に関する情報を提供しています。
(<https://www.jaeic.or.jp/>)